



連帯保証の実態

※内容は事実に基づいておりますが、設定や数値は架空のものとなります。



会社概要

【業種】 建設業 【業歴】 20年 【役員・従業員】 10名 【売上高】 4.5億円 【税引後利益】 1,000万円
【業況】 公共工事の受注もコンスタントにあり、新幹線建設関連の受注も手伝い、堅調な業績推移を辿っている。



債務内容

【契約年】 2005年 【契約内容】 約2,000万円の建設機械のリース契約（7年）
【リース料】 約28万円／月 【リース利息】 1.4％／年（動産総合保険料込み、固定資産税はリース会社負担）
【その他】 法人契約、社長は個人保証を提供（社長は会社の連帯保証人）。



家族構成

【父】 68歳、社長 【配偶者】 既に他界 【長男】 42歳、取締役、後継予定者 【次男】 会社員
【その他】 父（社長）は個人所有の自宅で、長男夫婦とその子供1人と同居中。

- 父（社長）が70歳になったのを機に、長男が新社長（父は顧問に就任）となる。
この際、リース会社は父の個人保証を外さずに、長男を新たな連帯保証人に加えた。
- その8か月後、父（先代社長）が脳梗塞で突然、他界（享年71歳）。

- ちょうど父の死から1年経過した頃、これまで何の問題も無かったリース料の引き落としが出来なくなった。
その月のリース料は振込できたが、その後も連続して引き落とし日に引き落としができないことが続いた。

※初回の引き落とし不能の時点で、“期限の利益の喪失”を理由に一括請求することも可能であるが、リース会社は行わなかった。

- リース会社は、集金と状況確認のために訪問。
- 先代を失ったことによる受注減、取引先からの支払条件変更要求に端を発し、受注減の穴埋めのために先代の時代には手を出さなかった、薄利かつ工期の長い公共工事を受注せざるを得ない状況にまで追い込まれていた。
- 結果的に利益が減少し、銀行への借入金返済や給与支払などで資金繰りに窮している状況であった。

- リース会社は、自社の損失を防ぐために法的手続きを取る事となった。
※融資を行っていた銀行なども同様の動きを行っていた。
- リース会社は、長男が父から相続した自宅の仮差押えを行い、並行して裁判所に申立を実施。
※自宅は2番抵当まで入っていたが、財産の処分を防ぐことを主目的に仮差押えを行った。
※裁判所は欠席裁判となり、リース会社は債務名義を取得した。その後に会社と長男個人の銀行口座を差押えた。
- 資金繰りに窮した会社は最終的に倒産、リース会社はリースしていた建設機械を引き揚げ、転売・債権充当した。

- 会社倒産後、長男家族は行方不明となったが、父の戸籍謄本などから次男の所在が判明。
リース会社は、次男宛に内容証明を送付。
※次男は父の法定相続人であり、連帯保証債務は当然分割されるため、次男には返済義務がある。
※弁済前に次男に万が一があれば、次男の法定相続人に債務は相続されることになる。
- リース会社は、数年かけて次男から残債を回収した。

【考えるべきポイント】

- ・ 父（先代社長）が、将来のリスクを認識する機会があれば、結末は変わっていたのではないかな？
- ・ 顧問税理士や付き合いのあった保険代理店などは、何か対処方法を提案できたのではないかな？

- ・ この資料は一般的な情報提供を目的としたものであり、生命保険商品の募集を目的としたものではありません。商品のご検討にあたっては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」などをご確認ください。また、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、税務のお取扱いについてご留意すべき事項をご確認ください。
- ・ この資料は信頼できる情報源から得た情報およびデータに基づき構成されていますが、内容の正確性・完全性について、これを表明あるいは保証するものではありません。

【資料作成】

エヌエヌ生命保険株式会社

〒150-6144 東京都渋谷区渋谷2-24-12
渋谷スクランブルスクエア 44F
Tel:03-6892-1986
<https://www.nnlife.co.jp>

【お問い合わせ先】

株式会社NEXT LINK

〒500-8364 岐阜県岐阜市本荘中ノ町1-1
TEL: 058-357-3558 FAX: 058-275-3556
<https://nextlink-gifu.jp>